社会福祉法人咲くひまわり会　役員等報酬規程

（目的）
第１条　この規程は、社会福祉法人咲くひまわり会（以下「法人」という）定款第８条及び第２２条の規程に基づき、役員の報酬・旅費について定める。

（定義）
第２条　本規程でいう役員とは、評議員、理事、監事、評議員・解任委員会の外部委員、苦情対応委員の第３者委員をいう。

（報酬の支給）
第３条　法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。
理事・監事に対して年額 20,000 円　理事長に対して年額 50,000 円支給することができる。

（評議員会の出席報酬等）
第４条　評議員が評議員会に出席したとき、別表１により１日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（理事会の出席報酬等）
第５条　理事長及び理事が会議に出席したとき、別表１により１日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第７条の実費弁償はこれを支払わないものとする。

（監事の報酬等）
第６条　監事が監査の実施及び会議に出席したときは、別表１により１日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（評議員選任・解任委員会の外部委員、苦情対応第３者委員の報酬等）
第７条　評議員選任・解任委員会の外部委員、苦情対応第３者委員が会議に出席したときは、別表１により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（役員の業務報酬等）
第８条　業務執行理事以外の役員が、役員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表２により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（実費弁償）
第９条　上記の第４条、第５条、第６条、第７条、第８条の、交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費を支払うことができる。

（改正）
第 10 条　本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

（付則）　この規程は、令和元年６月８日から施行する。
この規定は、令和４年４月１日から施行する。
この規定は、令和８年６月１５日から施行する。

別表　1

	名称	報酬額(円)	実費弁償費(円)
監査の役員報酬 会議出席及び	評議員会	5,000	1,000
	理事会	5,000	1,000
	監事の会計監査	5,000	1,000
	行政監査への出席	5,000	1,000
	評議員選任・解任委員会	5,000	1,000
	苦情対応委員会	5,000	1,000

別表　2

	名称		報酬額(円)	実費弁償費(円)
業務報酬 法人・保育園の	業務報酬	4時間まで	5,000	1,000
		会議、出張等１日	10,000	1,000
	保育園行事等への出席			1,000
	業務執行理事報酬（期間は理事会で決定する）		月額 100,000	

★　別表１及び別表２の報酬については、所得税加算額を加算する。

★　評議員・理事・監事等の役員報酬額は年間300万円を超えない範囲で支給することができる。